

令和9年度予算編成方針について

令和9年度当初予算は通常予算で編成することとし、「第2次花巻市まちづくり総合計画」と前期アクションプラン（以下「アクションプラン」と言う。）に掲載した事業を着実に実施するため、「より住みやすく、より魅力的な花巻」の実現につながる施策を重点的に推進するとともに、市の最重要課題である「人口減少対策」として、「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」については、積極的に取り組む必要があり、このプロジェクトには令和9年度においても重点的に予算を配分する方針である。

また、アクションプランに掲載されていない事業の予算計上については、十分に検討を行い、アクションプランを見直し（ローリング）したうえで実施する必要があるため、社会情勢や中期的な将来展望を踏まえ、最も有効な手段となる事業として構築すること。

一方、当初予算編成時において、多額の財源不足を基金からの繰入により補っている状態が続いており、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うためには、既存事業の事業廃止も含めた徹底的な見直しにより経費削減に努め、効果的かつ効率的な事業とする必要がある。

予算要求にあたっては、特に次の点に留意し予算要求すること。

記

1 本市の財政見通し

（1） 歳出（財政の硬直化）

当初予算編成時における義務的経費（人件費や扶助費等）の割合が約半分を占めるなど、財政の硬直が進んでいる。公債費は図書館整備事業等の大型事業開始に伴う市債の発行や近年の金利上昇の影響に伴い増加していく見通しであるほか、人事院勧告等によって人件費も増額となる見込みであり、加えて、労務費や物価の高騰により公共施設等の管理運営費が年々増加しているなど、財政負担の増加が多岐に渡り見込まれるところである。

今後も、社会保障費の充実に伴い扶助費や保険特別会計などへの繰出金の増加、公共施設の老朽化に伴う施設改修費の増大等が見込まれ、必要な一般財源が増加する見通しである。

（2） 歳入（多額の財源不足額）

人口減少が続いているものの、賃金水準の上昇などによって市税や交付税等の一般財源が増額となっているが、近年の歳出の伸びには追いついていない。

2 予算要求にあたっての留意点

（1） 予算の種類

通常予算として編成する。

（２） 施策・事業の重点化

花巻市のまちづくりの方向性、市政運営の重点項目として、以下８つの「目指す姿」に向けて、市政を着実に推進していく必要がある。

- ①全ての世代が安心して暮らせる花巻
- ②未来を担う子どもたちを地域で育む花巻
- ③市民が生涯を通じて文化やスポーツに親しめる花巻
- ④農林業・商工業と人材が育ち、豊かで活力ある花巻
- ⑤災害に強く、より安心で安全な花巻
- ⑥観光資源等を磨き、つながりを強化して、世界から訪れたい花巻
- ⑦花巻にふさわしい街並みや景観で快適に過ごせるまち
- ⑧花巻の魅力を発信して「つながる花巻」

これらの推進のため必要となる経費については、積極的に検討・協議を行ったうえ、アクションプランをはじめとする各計画や施策に計上し要求すること。

また、政策協議や重点課題・懸念事項検討会において検討し、早期に事業化の目途がついた事業については、十分に精査したうえで要求すること。

（３） 物価高騰への対応

来年度における予算をはじめとする今後の対応について、現在時点で予見することは困難であるが、可能な限り現状を把握し、価格の上昇分を的確に反映させて予算要求を行うこと。

なお、市民や事業者に対する経済対策等については、通常予算と区別し、予算要求後の予算編成過程において、国の予算編成の動向に留意し、市民や市内事業者に対する必要な支援を検討し、遺漏なく反映させること。

（４） スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規・拡充事業による単なる予算の増加ではなく、なぜその事業が必要なのか、経費の必要性について責任を持って市民に説明できるよう、各部長のマネジメントのもと、コスト意識を持って既存の各種施策についても徹底的な見直しを行い、優先順位の厳しい選択により施策の重点化と効率化を図ること。

（５） 既存事業の見直し

継続事業であっても、受益と負担の適正化の観点から見直しを行い、近隣自治体の水準や社会経済情勢の変化を踏まえ、市の役割に応じた適切な負担となるよう検証すること。

また、事業費の積算にあたっては、令和７年度決算、及び令和８年度の事業進捗・執行見込みを踏まえ精査すること。

（６） 業務改革による経常経費の削減

事務事業の効率化を図るため、従来業務に固執することなく民間事業者等の知見を活用した業務委託や、情報収集、導入可能性の検討を進めるとともに、ＤＸの推進に積極的に取り組むなど、業務改革による経常経費の削減を図ること。

また、花巻市公共施設マネジメント計画の建物施設の基本方針である「量の最適化」、「質の最適化」、「運営の最適化」の3つの視点を持って、統廃合を含めた公共施設の見直しを実施し、経費の縮減を図ること。

(7) 特定財源の確保

一般財源不足額の圧縮の観点からも、国県支出金等の各種特定財源について、新たな補助金の活用など様々な視点で積極的な財源確保に努めること。

また、国・県の予算編成の動向を注視し、新規政策、制度改正、新規補助事業などの情報収集に努め、的確に対応すること。

ふるさと納税やネーミングライツ、使用料及び手数料の見直しにおける財源確保については、寄附者・企業・市民が一体となってまちづくりに参画するための「共創のプラットフォーム」として位置づけ、「このまちを応援したい。」「企業の社会的価値やブランド力向上にも寄与する。」ことにも繋がるため、積極的に取り組むこと。

(参考) 国の予算編成について

「令和9年度予算の概算要求に当たっての具体的な方針について」（令和8年7月30日閣議了解）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」等に基づき、補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。